

東日本大震災から 10年を迎えて

復興大臣
平沢 勝栄



皆様には、日頃より復興行政に御理解・御協力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

令和3年3月11日で、東日本大震災の発災から10年の節目を迎えました。

未曾有の大震災による死者・行方不明者はあわせて2万2千人（震災関連死を含む）に上り、その中には、発災当時、住民の避難誘導、水門閉鎖等の業務に従事された消防職員及び消防団員も数多く含まれています。また、住家においても、全半壊約40万棟という甚大な被害が生まれました。

改めて、亡くなられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、その御遺族や御友人、被害に遭われた全ての方々に、心からお見舞いを申し上げます。

東日本大震災からの復興に当たっては、こうした甚大な被害の発生を踏まえ、政府の防災のあり方にも大きな転換をもたらしました。例えば、千年に一度と言われるような、東日本大震災級・最大クラスの津波に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の視点に立つことにしました。そして、「逃げる」ことを前提とした、防潮堤等のハード対策とハザードマップの整備等のソフト対策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進することとしています。防災教育推進の取組についても、新学習指導要領において、中学校社会科などで自然災害と防災への取組を扱うこととしています。震災の教訓や記憶を風化させないため、岩手県、宮城県及び福島県に整備する国営追悼・祈念施設や震災遺構などを通じた、広く国内外への震災の記憶や教訓の伝承も重要です。

復興庁では、こうした教訓や知見を幅広く国民の皆様にお伝えするため、発災から10年を機に、新たにポータルサイトを開設するなど積極的な情報発信にも取り組んでいます。この10年間、被災地の方々のたゆまぬ御努力と関係者の御尽力、また国内外から寄せられた多くの御支援により、復興は着実に進展しています。

これまでの取組により、現在、地震・津波被災地域においては、住まいの再建やインフラ整備が概ね完了し、復興の「総仕上げ」の段階を迎えています。また、原子力災害被災地域においては、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっていますが、今後も中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組んでいきます。

政府は、令和3年度からの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付けており、復興庁としましても、引き続き現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、一日も早い復興に向けて、全力で取り組んでまいります。

今後も皆様の御理解・御協力を得ながら、復興の過程で蓄積した様々なノウハウを被災地内外で活用していくことにより、我が国の防災力向上に寄与してまいります。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。